

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1057号)

平成24年7月24日

横 情 審 答 申 第 1057 号

平 成 24 年 7 月 24 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成23年7月15日神税第340号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成21年度神税第977号「財産調査について」及び平成22年度神税
第139号「財産調査について」」の個人情報一部開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成21年度神税第977号「財産調査について」及び平成22年度神税第139号「財産調査について」」の個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成21年度神税第977号「財産調査について」及び平成22年度神税第139号「財産調査について」」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年6月24日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第1号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第1号の該当性について

地方税法（昭和25年法律第226号）第22条では税務職員の秘密漏えいに関する罪を規定している。この「秘密」について、平成9年4月25日最高裁判決（平成7年（オ）第2193号）において、「特定の者に対する税務調査の有無、調査目的、調査内容及び調査結果は、税務職員が守秘義務を負うべき職務上の秘密に当たる」と判断している。本号は、法令等の定めるところにより本人に開示することができない情報は開示しないことができると規定しており、照会先である調査対象者の住所及び氏名はこれに該当するため、非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

ア 調査対象者が財産調査を受けたことが異議申立人（以下「申立人」という。）に知れると、申立人が不当に滞納処分を免れようとすることによって、調査対象者が契約解除等の不利益を被る可能性が生じる。その結果、調査対象者が安心して協力することができなくなるなど税務行政に対する調査対象者の信頼を失うこととなる。調査対象者に財産調査に協力してもらえなくなると、財産調査による正確な事実の把握が困難となるとともに、滞納者が不当に滞納処分を免れる行為を容易にするおそれがあり、財産調査に重大な支障が生じるおそれがあるため、

照会先である調査対象者の住所及び氏名については本号アに該当するとして非開示とした。

イ 申立人に対して、財産調査の手法や調査項目について明らかにした場合、あるいはそれらの情報について申立人を通して悪意のある他の滞納者が知った場合、いかなる段階でどのような調査が行われるかなどの今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を発見されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講じ、滞納処分を不当に免れることが容易となる。したがって、調査項目及び調査項目が推測できる情報を開示すると、今後の財産調査に重大な支障が生じるおそれがあることから、本号アに該当するとして非開示とした。

ウ なお、本件処分を検討するに当たっては、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第468号及び第543号を参考とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件処分の理由に、滞納者が不当に滞納処分を免れる行為を容易にするおそれがある等とあるが、納付相談のために区役所の税務課に出頭しているのに、この行為が滞納処分を免れる行為に該当するのか明らかにされていないので、財産調査の非開示は納得できない。
- (3) 当初の一部開示決定通知書には、区長名の記載と区長印の押印があった。このため、当初の処分の取り消しや再決定を受けることとなり、異議申立書を再作成することとなった。条例第2条第1項において「実施機関」とは市長とあり、区長は実施機関に該当しない。
- (4) 本来秘密にすべきことを話しておきながら、文書はあるとした上で、黒塗りで非開示とはおかしい。情報公開・個人情報保護について職員がもっと文書の性質、整合性などをしっかりと認識して検討すべきである。

5 審査会の判断

- (1) 本件個人情報について

地方税に係る滞納処分については、地方税法の規定により国税徴収法（昭和34年法律第147号）の例によるとされている。本件個人情報は、市税滞納者である申立人に関して、実施機関が実施した任意調査及び地方税法が準用する国税徴収法第14

1条に基づく財産調査に係る照会書及び回答書である。実施機関は、本件個人情報のうち照会先である調査対象者の住所及び氏名、調査項目並びに調査項目が推測できる情報（以下「本件非開示部分」という。）を非開示としている。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものについては、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分を開示すると、財産調査による正確な事実の把握を困難にし、滞納者が不当に滞納処分を免れる行為を容易にするおそれがあることから本号アに該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 滞納整理に当たっては調査を行うことが必要であり、調査を効果的に進めることができるよう、国税徴収法第141条は、徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者、滞納者の財産を占有する第三者等に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる旨規定している。また、国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する検査拒否等に対し、地方税法第333条等に罰則が規定されている。一方で、国税徴収法第141条による質問及び検査については、対象者が滞納者、滞納者の財産を占有する第三者、滞納者に対し債権若しくは債務がある者等の同条各号に定める者に限定されており、実施機関が対象となる者を事前に把握しなければならないため、対象者を特定できないときはその前段階として情報の収集のために通常の行政調査としての財産調査を行うことがある。この前段階の調査は、税法上の調査権に基づくものではないが、滞納整理を効果的に進めるためには欠かせないものであるので、法律に基づく強制力の担保がないものの、必要な情報が的確に得られるよう、調査対象者の信頼・協力を得て、適切に調査を進めていくものである。

国税徴収法第141条による質問及び検査は、前段階の調査によって得られた情報をもとに行われることが多いものであるため、質問及び検査の対象者の情報か

ら前段階においてどのような調査が行われたか推測することが可能である。つまり、特定の者に質問及び検査が行われたことが明らかとなると、当該特定の者等が前段階の調査に協力したことが容易に推測されるところとなるから、滞納者と調査協力者との関係に影響を及ぼす可能性を否定できない。その結果、調査協力者が安心して協力することができなくなるなど税務行政に対する調査協力者の信頼を失うこととなり、今後の調査の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ また、調査の手法及び実施機関が調査により把握した情報について、滞納者が詳細に知ることとなった場合、いかなる段階でどのような調査が行われるかなどの実施機関の今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講ずるなど不正な行為を容易にするおそれがあると認められる。滞納整理は、通常同種のものが反復されるような性質の事務であることから、たとえ事後であっても、実施機関による調査の手の内を明らかにすることは、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

オ このような観点から本号の該当性を判断すると、本件非開示部分を開示すると、滞納者の実態、滞納となった原因等の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

(3) 条例第22条第1号の該当性について

ア 条例第22条第1号では、「法令等・・・の定めるところにより、本人に開示することができない情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、照会先である調査対象者の住所及び氏名について、条例第22条第1号の該当性も併せて主張するが、当該部分は同条第7号アに該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(4) なお、申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

また、本件においては、当初の一部開示決定に瑕疵があり、申立人に不信感を抱かせることとなった。今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を

一層慎重に行うよう望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報条例第22条第7号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年7月15日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年7月26日 (第196回第二部会) 平成23年7月28日 (第189回第一部会) 平成23年8月5日 (第123回第三部会)	・諮問の報告
平成23年8月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年3月23日 (第210回第二部会)	・審議
平成24年4月10日 (第211回第二部会)	・審議
平成24年5月15日 (第213回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年5月29日 (第214回第二部会)	・審議
平成24年6月12日 (第215回第二部会)	・審議
平成24年6月26日 (第216回第二部会)	・審議